

三重県子ども基金条例

平成三十年三月二十二日

三重県条例第一号

三重県子ども基金条例をここに公布します。

三重県子ども基金条例

（設置）

第一条 子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業（以下「子ども等に資する事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、三重県子ども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

2 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）附則第十三条及び第十四条の規定に基づいて課税することにより、同条例第三十一条の規定に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する額の一部の金額は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

3 子ども等に資する事業資金として受納した寄附金の額に相当する金額は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、子ども等に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。